

平成22年3月5日

各 位

## 職員による不祥事件発生のお詫びについて

摂津水都信用金庫

このたび、まことに遺憾ながら当金庫職員がお客様の預金を流用・着服する事件、および、お客様とのローン契約、がん保険契約において不正な取扱いをする事件の2つの不祥事件が相次いで発生いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させ、お客様はじめ関係する皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、まことに申し訳なく心から深くお詫びを申し上げます。

### 記

#### I. 預金の流用・着服事件について

##### 1. 事件の概要

平成22年1月6日、元豊中支店職員(37歳・男性・相談係、以下事故者という)が相談係活動においてお客様の預金を流用・着服していたことが発覚いたしました。

当金庫の調査で判明したところによりますと、事故者が香里支店、富田支店、豊中支店に在任中、17先21件合計28,278,774円を流用・着服したことが判明いたしております。

##### 2. 被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様に対しては深くお詫び申し上げるとともに、事件内容を説明のうえ被害の全額を返済いたしました。

##### 3. 各方面への報告

監督官庁であります、近畿財務局への報告、日本銀行大阪支店への報告を行っております。

##### 4. 関係者の処分

事件を起こした職員および当金庫役員ならびに関係する職員につきましては、後日厳正に処分いたします。

##### 5. 再発防止策

後述の不祥事件を含め、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、事件発生当時における内部管理態勢の不十分性、不適切性をあらためて認識し、今後、内部管理態勢を一層強化し、このような事態を二度と繰り返さないよう信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

#### II. ローン契約、保険契約に不正な取扱いがあった事件について

##### 1. 事件の概要

平成22年1月21日、元東淀川支店職員(25歳・男性・相談係、以下事故者という)がお客様のローン契約およびがん保険契約において不正な取扱いをしていたことが発覚いたしました。

当金庫の調査で判明したところによりますと、事件の内容については下記のとおりです。

##### (1) 不正なローン契約 (利息負担・顧客との個人貸借)

ローン契約において、ひとつは、お客様の支払う利息を事故者が負担して勧誘したもの、もうひとつは、お客様の同意を得た上でお客様名義のローンを実行し、その実行金を借用したというものです。

不正な取扱いは、5先、7件、7,500,000円、うち事故者が借用した金額は、4先、6件、4,197,000円です。

(2)不正ながん保険契約（保険料の負担）

がん保険契約において、お客様の支払う保険料を事故者が負担したものです。

不正な取扱は、4先、4件、116,635円となっています。

2. 被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様に対しては深くお詫び申し上げるとともに、事件内容を説明のうえ不正な取引についてはお客様に負担をかけないよう対応いたしました。

3. 各方面への報告

監督官庁であります、近畿財務局への報告、日本銀行大阪支店への報告を行っております。また、生命保険会社に対しても事件の報告を行っております。

4. 関係者の処分

事件を起こした職員および当金庫役員ならびに関係する職員につきましては、後日厳正に処分いたします。

以 上

**本件に関する問合せ先**

担 当	総合企画部・コンプライアンス部
電 話	0120-20-9314（フリーダイヤル）
受付時間	平日午前9時から午後5時